

一宮市告示第 34 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年一宮市条例第 37 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 20 日

一宮市長 中野 正康

1 指定管理者の名称

一般財団法人 公園財団

2 管理を行う施設の名称及び所在地

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ・大野極楽寺公園 | 一宮市浅井町河田、大野及び極楽寺地内 |
| ・光明寺公園 | 一宮市光明寺及び更屋敷並びに北方町北方地内 |
| ・木曽川沿川緑地の一部 | 一宮市浅井町黒岩地内から木曽川町里小牧地内まで |

3 管理を行う期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで